

この投稿は、学会の見解を示すものではなく個人の責任においてなされたものです。  
一切の責任は、投稿者本人に帰するものとします。

## 国会事故調最終報告は、化学物質管理分野も含めた 日本の規制法制と規制組織に対する全般的治療の処方箋でもある。

星川欣孝

国会の東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（国会事故調）は7月5日に最終報告書を衆参両院議長に提出した。この調査委員会は、憲法第62条に規定される議院の国政調査権に基づき日本の憲政史上初めて設置された調査委員会であり、その調査の成果は勿論のこと、最終報告を受けて両議院がその内容、とりわけ調査委員会が指摘した提言を今後どの様に遂行するかに期待が寄せられる。

国会事故調が最終報告に掲げた7つの提言は、際立つ特徴として、民主的統治機構に不可欠な三権分立を確保する相互監視体制が日本の統治機構に未整備であることを明瞭に指摘している。それに関する提言は、具体的には提言1：規制当局に対する国会の監視、提言5：新しい規制組織の要件および提言6：原子力法規制の見直しである（付表参照）。

特に提言5および提言6は、新しい規制組織の要件および原子力法制の見直しのあり方について具体的に明示しており、これらの提言で指摘された事項の必要性を国会がどのように判断するかは国会事故調の提言の重さ・価値に対する国会の理解力・認識の程度を測りうる重要な課題である。例えば、国会事故調が新しい規制組織の要件として特定した事項は独立性、透明性、専門能力と責任感、一元化および自律性であるが、これらの事項は原子力発電に対する規制組織に限定される要件ではない。国民の健康および安全の確保に係る全ての規制組織が備えるべき一般的な要件である。

また、国会事故調が原子力発電に関する法規制の見直しのあり方で指摘する以下の事項は、日本の化学物質管理法制について指摘される総合的かつ一元的な化学物質管理法制の欠落の是正にも共通する日本の規制法制の根本的な欠陥への共通的な対処策である。

- ① 国民の健康と安全を第一とする一元的な法体系への再構築
- ② 安全確保の第一義的な責任を負う事業者
- ③ 規制当局に対して不断かつ迅速に見直していくことを義務付け、その履行を監視する仕組みの構築

言い換えると、国会事故調が新しい原子力法制及び規制組織のあり方として提言した一元的な管理法制への変革と規制組織が当然具備すべき要件は、化学物質管理など国民の健康と安全の確保を目的とする日本の全ての規制法規や規制組織に共通する欠陥に対処する方向を示すものである。

それゆえ、国会事故調が原子力発電に関して指摘する事項を原子力発電に関する領域で対処するだけでは、日本の統治機構に内在する前近代的な欠陥を抜本的に解決することにならない。従って国会には、国会事故調が勧告した事項に基づいて国民の健康と安全の確保を目的とする全ての法制度と規制組織について抜本的に見直す責務がある。

## 国会の東京電力福島原発原子力発電所事故調査委員会が掲げた7つの提言の要点

(2012年7月6日公表)

<p><b>提言1：規制当局に対する国会の監視</b></p> <p>規制当局を監視する目的で、国会に原子力に関する常設の委員会等を設置する。</p>
<p><b>提言2：政府の危機管理体制の見直し</b></p> <p>政府の危機管理体制に関する制度についての抜本的な見直しを行う。</p>
<p><b>提言3：被災住民に対する政府の対応</b></p> <p>被災地の環境を長期的・継続的にモニターしながら、住民の健康と安全を守り生活基盤を回復するため、政府の責任において以下の対応（略）を早急に取り組む必要がある。</p>
<p><b>提言4：電気事業者の監視</b></p> <p>東電は、電気事業者として経産省との密接な関係を基に、電気事業連合会を介して原子力安全・保安院等の規制当局の意思決定過程に干渉して来た。国会は提言1に示した規制機関の監視・監督に加えて、事業者が規制当局に不当な圧力をかけることのないように厳しく監視する必要がある。</p>
<p><b>提言5：新しい規制組織の要件</b></p> <p>規制組織は今回の事故を契機に、国民の健康と安全を最優先とし、常に安全の向上に向けて自ら変革を続けていく組織になるよう抜本的な転換を図る。新たな規制組織は以下の要件を充たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) <u>高い独立性</u>：①政府内の推進組織からの独立性、②事業者からの独立性、③政治からの独立性</li> <li>2) <u>透明性</u>：①各種諮問委員会等を含めて意思決定過程の開示、②定期的に国会に対し報告する義務、③推進組織、事業者、政治との間の交渉折衝等に関し原則公開、など</li> <li>3) <u>専門能力と職務への責任感</u>：①新しい既成組織の人材を早期に育成、②外国人有識者を含む助言組織を設置、③新しい組織の一員として「ノーリターナルルール」を適用</li> <li>4) <u>一元化</u>：緊急時の迅速な情報共有、意思決定、司令塔機能の発揮に向けて組織体制の効果的な一元化</li> <li>5) <u>自律性</u>：本組織は国民の健康と安全の実現のため、常に最新の知見を取り入れながら組織の見直しを行い、自己変革を続けることを要求し、国会はその過程を監視</li> </ol>
<p><b>提言6：原子力法規制の見直し</b></p> <p>原子力法規制については、以下を含め、抜本的に見直す必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 世界の最新の技術的知見等を踏まえ、国民の健康と安全を第一とする一元的な法体系へと再構築する。</li> <li>2) <u>安全確保のため第一義的な責任を負う事業者と、原子力災害発生時にこの事業者を支援する他の事故対応を行う各当事者の役割を明確化する。</u></li> </ol>

- 3) 原子力法規制が内外の事故の教訓、世界の安全規準の動向及び最新の技術的知見等が反映されたものとなるよう、規制当局に対してこれを不断かつ迅速に見直していくことを義務付け、その履行を監視する仕組みを構築する。
- 4) 新しいルールを既設の原子炉にも訴求適用（いわゆるバックフィット）することを原則とする。

**提言 7：独立調査委員会の活用**

国会に原子力事業者及び行政機関から独立した民間中心の専門家からなる調査委員会を課題別に立ち上げられる仕組みとし、これまでの発想に拘泥せず引き続き調査、検討を行う。